

わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書

常陸大宮市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項第 5 条に基づき，移住支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯			
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）					人		
上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数（基準日：申請日が属する年度の4月1日時点）					人		
移住支援金の種類		就業		起業		関係人口	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

本申請内容に関して，住民登録情報及び納税情報等の個人情報について，市が確認することに同意します。		A. 同意する		B. 同意しない
別紙 1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 2「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して，常陸大宮市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
申請日から 5 年以上継続して，就業する・就農する・起業した事業を行う意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
申請者は，過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない ※ただし，移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が，5 年以上経過し，18 歳以上となり，県及び市が認める場合を除く。		A. 該当する		B. 該当しない
移住支援金の返還要件に該当する場合は，直ちに市へ報告し，返還手続きをする。		A. 誓約する		B. 誓約しない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者または取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する
移住支援金の返還要求に該当する場合は，直ちに常陸大宮市に報告し，返還手続きをする。		A. 誓約する		B. 誓約しない

※ 各種確認事項の B に○を付けた場合は，移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

期間	就業先	就業地

6 （関係人口による移住者のみ記載）関係人口の内容（該当する欄に○を付けてください）

関係人口の内容	該当する
転入時の年齢が49歳以下であり、転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している。	
次のいずれかに該当している。 ア 県内で、専業で農林水産業を営む経営体へ就業し3か月以上勤務した。または、専業で農林水産業を営む経営体を承継した。 イ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている。 （※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」にかかる経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。	

【添付書類】

(1) 本人確認書類

- ・顔写真付きの身分証の写し

(2) 移住等に関する要件を満たすことを証する書類

- ・移住先の住民票の写し（世帯の申請をする場合にあっては世帯員全員分）
- ・移住元の住民票の除票の写し（世帯の申請をする場合にあっては世帯員全員分）
- ・勤務地及び勤務期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類または就業証明書（通勤要件）（別紙3）（該当する場合のみ）

- ・個人事業主であったことを確認できる書類（該当する場合のみ）

- ・大学等の発行する卒業証明書（該当する場合のみ）

(3) 就職に関する要件を満たすことを証する書類（該当する場合のみ）

- ・就業先の就業証明書（別紙4）

(4) 関係人口に関する要件を満たすことを証する書類（該当する場合のみ）

- ・県内に就職した事を証明する書類（就業先の就業証明書等）
- ・市内で就農している事を証明する書類（就労証明書、新規就農届等）

(5) 起業に関する要件を満たすことを証する書類（該当する場合のみ）

- ・起業支援金交付決定通知書

(6) その他市長が必要と認める書類

管理コード（茨城県及び常陸大宮市使用欄）	
----------------------	--